

令和 3年 3月 18日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 石塚 哲士

組合規約の一部変更について

(理事、理事長及び監事の選挙)

第 28 条中 「理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。」を

「理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合、この限りでない。」に改める。

この規約は、次期選挙から施行されます。

以上